

# 広域自治体社会教育行政による社会教育職員の養成と研修

## Training and development of Adults and Community education staff by the Regional Municipal Adults and Community Education Administration

村田 和子<sup>1</sup>

<sup>1</sup>和歌山大学紀伊半島価値共創基幹

「社会教育職員の養成と研修に関する現状と課題明らかにするため、広域自治体を対象にしたアンケート調査を実施した。結果をふまえ、①研修の現状と課題、②社会教育主事講習、講習後の有資格者任用、③有資格者の学び直し、社会教育士との関連、④社会教育主事のネットワーク形成の4つの論点を抽出し、考察した。社会教育講習実施にあたる大学が主事の力量形成を支えるためのネットワーク形成に寄与する課題が明らかとなった。

キーワード：社会教育主事講習，研修，社会教育主事，社会教育士，ネットワーク形成

### 1. 課題の所在，研究目的，研究方法

社会教育とは、学校外の教育の総称であり、社会教育主事は、「都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に必ず置かれる社会教育の専門職員である」(社会教育法第九条の二第一項)。資格取得は、教育学部等での大学教育による「養成」または、社会教育主事講習による「講習」による。

「講習」における受講資格は、社会教育主事講習等規定第2条で定められており、規定によれば、いわゆる「18歳人口」ではない、社会人を対象のリカレント教育の性質を有するものである。

講習は、1951(昭和26)年に、当時の文部省によって暫定措置としてはじまった。以来「短期的で便宜的な資格取得」という学術コミュニティからの批判はありつつも、今日に至るまで継続されているのは、社会教育主事の発令の多くが、社会教育主事講習による有資格者であるという事実の反映でもあろう<sup>[1]</sup>。

2020(令和2)年の社会教育主事講習規定の改訂により、修了者は、「社会教育士」の称号が付与されるようになった。「社会教育士」は、文部科学省によれば、学びを通じて人づくり・つながりづくり・地域づくりなど中核的な役割を担う専門人材の称号である。これにより、有資格者が社会教育士の称号を得る場合は、新規定による「社会教育主事講習」(一部科目指定講習)を受講する必要がある。また、広域自治体社会教育行政にとっては、「社会教育士」という学び直しのニーズの把握やその活用方策を含む新たな教育計画が求められることとなる。

一方、講習実施大学においても自治体の応答関係を持続させていくには検討すべき点が多く、これは個別大学の努力にとどまる次元では論じられない課題であると考えられる。

以上のような課題意識から、本稿では、都道府県教育委員会(以下、広域自治体社会教育行政)による社会教育職員の養成と研修の現状と課題を明らかにし、今後の研究・実践課題について示唆を得ることを目的とする。

研究方法は、広域自治体社会教育行政を対象にアンケートを実施した。本稿は、この調査によって得られたデータをもとに分析を進める<sup>[2]</sup>。

次に、調査結果をふまえ、以下の4つの論点、①研修の現状と課題、②社会教育主事講習、講習後の有資格者任用、③有資格者の学び直し、社会教育士との関連、④社会教育主事のネットワーク形成について提示し、考察する。

### 2. 広域自治体社会教育行政による社会教育関係職員研修の現状と課題

#### 2.1 職員研修の現状

社会教育職員を対象とした職員研修は、「研修の企画・実施」と「社会教育主事講習(派遣事務)」に大別される。

回答のあった84自治体のうち64自治体(76.2%)で、職員研修は実施されている。

研修内容の種別としては、①新任職員を対象の研修、②社会教育主事、公民館主事、図書館司書といった機

関対象別の研修、③社会教育主事有資格者を対象としたフォローアップ（沖縄県）のほか、スキルアップ・キャリアアップという学び直し、リカレント教育を目的とした研修（富山県、三重県、兵庫県、岡山県、山口県、長崎県）である。

実施回数でみると、対象別、テーマ別の研修会に年間複数回取り組んでいる自治体（東京都、群馬県、岡山県、佐賀県、新潟県、福井県等）。県内の地方教育事務所が主管するなどして、アウトリーチ型で複数個所での研修機会の拡充を図っている自治体（富山県、広島県、山口県、福岡県等）がある。また、派遣社会教育主事を対象とした宿泊型研修にも積極的に取り組まれている自治体（島根県）もある。

研修内容で注目されるのは、学校と地域の連携推進・学校地域協働、地域コーディネーターに関するもの（栃木県、東京都、新潟県、福井県等）といったように、「学校教育の補完へのシフト」<sup>1)</sup>といわれる、とりわけ2000年代以降の社会教育・生涯学習をめぐる政策動向に沿った内容の研修への注力である。一方で、大阪府のように、性的マイノリティ、外国人の人権といった内容の人権教育に注力し、自治体独自の研修目的に特化させて、実施されているところもある。

研修方法、方式として独自の取り組みを進めている事例もみられる。

例えば、主事講習と大学との連携において、宮城県では、東北大学の社会教育主事講習の主任講師を年間アドバイザー講師として、研修の検討委員会を設置した事例も生まれている。また、三重県では、学生教育と自治体職員研修をリンクさせ、県内の大学等に通う学生が、地域における社会教育実践を情報発信し、県内関係者と情報交換を行なうという研修が実施されている。

2020年度より大学の社会教育主事養成課程においては、社会教育実習が必修化されている。実習必修化の円滑な遂行に課題を抱える大学にとっては、自治体社会教育職員研修という場が学生が参加する機会を得られることは、職務の実際にあふれる好機ともなるという学生教育のみの有益性にとどまらず、今後の大学と連携した研修の在り方を展望する上でも示唆を与えるものである。

政令指定都市・中核市についても、回答結果をもとに、若干の考察を加えて、要点のみを記しておく。

社会教育・生涯学習関係職員研修については、11自治体（大阪市、盛岡市、郡山市、いわき市、川口市、富山市、尼崎市、久留米市、長崎市、大分市、鹿児島市）で実施されている。大阪市では、生涯学習専門講座（全

4回）が実施されている。

公民館主事・公民館職員を対象とした研修会は、4自治体（郡山市、川口市、富山市、鹿児島市）で実施されている。

鹿児島市では、公民館主査会として、熊本市では、社会教育主事を対象として月に一回の研修が位置づけられて実施されている。公民館業務遂行上の課題解決方策、重点事業推進、人権教育等に取り組まれている。このほか、公民館に関連しては、長崎市が公民館実践発表会（年1回）を実施している。いわき市では、生涯学習課主催による嘱託職員、日々雇用の職員を対象とした研修会を年3回実施し、事例研究発表会が年1回実施されているなど、研修機会の拡充が講じられていることがわかる。

さらに、尼崎市では、市職員を対象とした社会教育主事講習の報告から学ぶ研修会を実施している。これは、伝達講習としてこれまでも多くの自治体で実施されているが、研修の対象を一般職も含めた市職員としている点は特筆される。

## 2.2 職員研修の課題

職員研修を実施している64自治体に対して、研修を実施するにあたっての課題を問うた。問は、マルチアンサーとし、185の有効回答を得た。

（図1）課題の最多は、「研修内容」（44）、以下、「参加者の確保」（33）、「研修の効果・評価」（32）、「講師の選任」（26）、「研修方法」（22）、「予算の確保」（21）、「その他」（3）、「特にない」（4）となっている。これらは、今後、自治体間の情報交換が促進されることで、研修方法が改善されることも期待される。

また、研修未実施の理由としては、「都道府県や関係

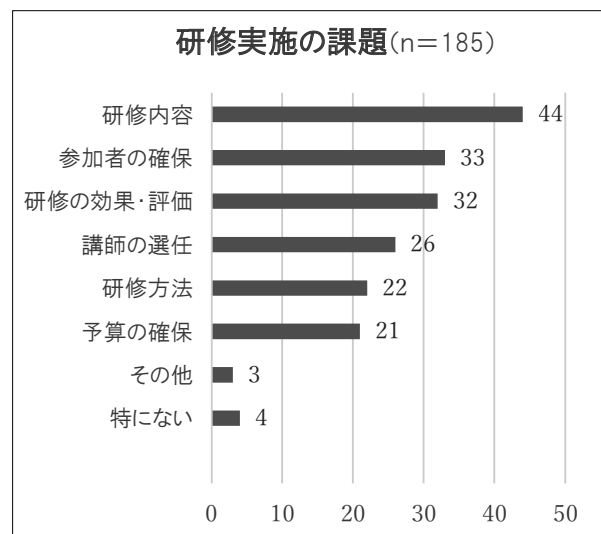


図1 研修実施の課題（筆者作成）

機関など外部の研修を実施している」(政令市)、「指定管理者が実施している」(政令市)、「県が実施している」(中核市)、「各社会教育施設で対応」(中核市)。全体として都道府県が最も研修に取り組んでおり、自治体規模が小さくなるほど独自の研修機会が少ない傾向が見て取れる。アンケート自由記述では、「参加者は業務多忙なため、申し込み後に欠席が多い」。また、「参加したくても職場の職員数が少なく出張できない」「指定管理者への対応が必要」といったように、研修方法、研修対象者の拡充も検討課題として浮上していることがわかる。

### 3. 社会教育主事講習に関する研修と任用

#### 3.1 社会教育主事講習事前・事後研修

社会教育主事講習に関しては、事前研修と事後研修の実施の有無や、その内容についての問を設けた。事前研修は、講習の目的や意義を知り確認することで、講習に対する自らの目的や意識づけを促し、講習の効果を高めることが期待される。さらに基礎自治体を越えて集い、交わり、学びつづける動機づけともなり得る。

事前研修の実施は、回答のあった84自治体のうち、23自治体(28%)であり、研修目的は、「講習の説明、オリエンテーション、予備知識の伝授」(91%)、「講習の意義、目的等の理解と積極的受講への結び付け」(87%)、受講者間のつながりをつくる。受講後のネットワーク形成につなげる」(78%)。回答は、マルチアンサーで、受講後のネットワーク形成に寄与する目的も上位を占めた。

事後研修は、講習を振り返り、講習の成果を相互評価、承認するとともに、発令に関する情報交換等を行うことで、教育委員会事務局職員が終了後、有資格者となり、自ら発令を働きかけるといった事実も生まれ、今後のキャリア形成に寄与する人的ネットワーク構築の場づくりともなる。講習前・後研修が講習の接続したものとなることによって、学びの成果を共有する(した)「仲間」として、自主的なネットワーク構築を生み出す環境醸成ともなる。すなわち、有資格者として今後の職務や活動に活かすための市町村間の人と人、人と職務をつなげる広域の社会教育行政・社会教育主事が果たす役割を発揮していくための社会関係資本の素地となる可能性があると考えられる。しかしながら、事後研修の実施は、14(17.1%)にとどまっている。一方、事後研修内容においては、成果報告会(71.4%)が最も多いが、「講習実施大学と連携した講義やワークショップ等の研修の実施」が2自治体あった。

#### 3.2 自治体教育計画の位置付け

社会教育主事の養成を自治体の教育計画に明確に位置付け、大学との連携を進める事例として栃木県教育委員会が抽出された。そこで、事例の検討を進めるべく、栃木県教育委員会及び宇都宮大学において現地でのインタビュー調査を実施した。<sup>2)</sup> 栃木県教育委員会では、学校教員を講習に派遣し、主事講習、修了後の有資格者を中心に「地域連携教員」として積極的に学校に配置し、学校・家庭・地域の連携促進のコーディネーターとしての役割を課していること。一方、講習実施大学の宇都宮大学では、主事講習修了後の高校教員を中心に、大学研究者との「共同研究会」が組織され、大学研究者との研究も関連づけながら、この場が、修了生の力量形成を支える成人の継続教育としても機能させている<sup>3)</sup>。これらは今後の「社会教育士」の活用に先鞭をつけていくような事例であり、大学の継続教育の在り方も示唆される。

講習修了後のフォローアップ、事後研修も含めた研修、継続的な教育が、その後の有資格者の力量やキャリア形成を支えるものであるとすれば、講習実施大学の役割は、講習の開設に終始することにとどまらない。自ら講習の成果を発揮し、有資格者による現場の「実践知」を蓄えつつ、力量形成を高めてあつていくような継続的な教育保障、リカレント教育の推進、プラットフォームの構築に寄与することが求められる。

#### 3.3 社会教育主事有資格者の「任用」

次に、任用について考察する。発令については、「修了後すぐに発令」が4(4.8%)、「修了後一定期間内に発令」15(17.9%)で合わせて(22.7%)となっている。(図2)

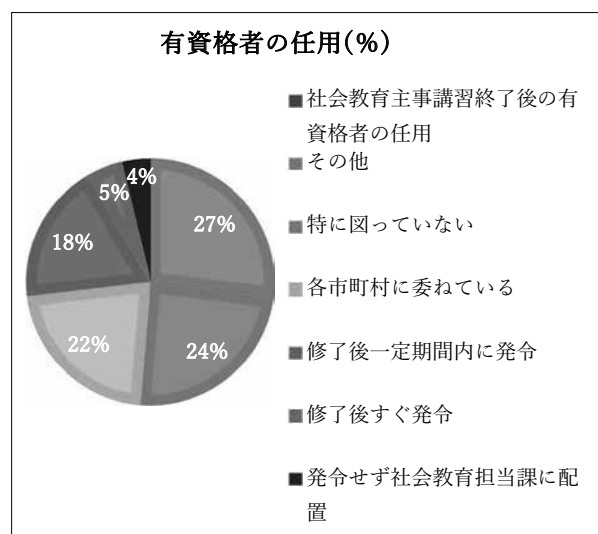


図2 社会教育主事有資格者の任用

内訳を見てみると、都道府県ほど発令率が高い。一方で市町村の任用については、「各市町に委ねている」といった記述があったのが、「現在検討中」、「明文化したものはない」、「有資格者はいるが、配置は考えていない」の3つである。

その他記述においても「社会教育士として地域と学校の連携・協働の推進方策として今後の国の動向を注視」(県)、「生涯学習センター等の指定管理者職員の受講動機となるため、積極的な受講を呼びかけたい」という自由記述がみられた。

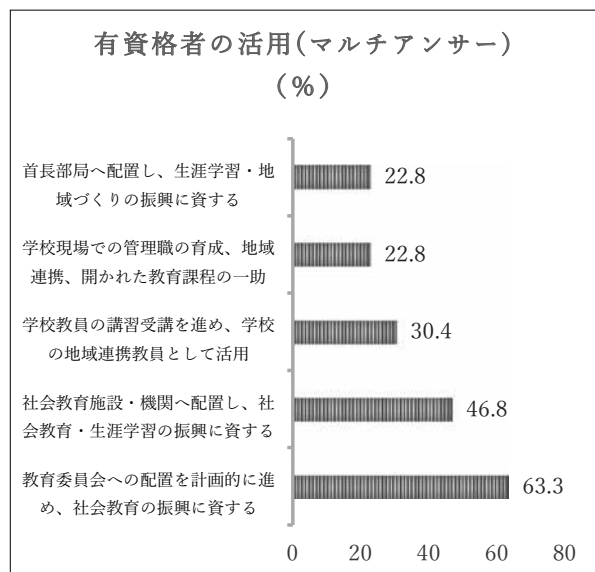


図3 社会教育主事有資格者の活用

「地域の生涯学習関連施設のコーディネーター役として将来的には社会教育士の称号取得者などが適任と考えられる」(政令市)もあり、社会教育士としての活用の検討が進められていることが伺える。任用及び活用については、自治体の教育計画、生涯学習推進計画への位置付けも含めた計画的な教育行政の推進が求められる。

#### 4. 社会教育主事有資格者の学び直し、社会教育士称号付与との関連

次に、社会教育主事有資格者の学び直し、社会教育士との関連について論じる。表1は2021(令和2)年度の社会教育主事講習開催大学(一部科目指定講習のみ)一覧である。

国立大学のほかに、私立大学、また、北海道立生涯学習教育研究センターという新たな自治体教育機関が参入した。

自治体アンケート結果においても大学への要望としては「有資格者の社会教育士認定のための環境整備を

表1 2021年度社会教育主事講習(一部科目指定講習)実施大学一覧) 文部科学省HPより

NO.	講習を行う教育機関	受講者人数
1	北海道立生涯学習推進センター	40人
2	北海学園大学(前期)	20人
3	北海学園大学(後期)	20人
4	大東文化大学	50人
5	福井大学	30人
6	和歌山大学	5人
7	香川大学	35人
8	高知大学	10人
9	九州大学	10人
10	熊本大学	20~30人

進めてほしい」や「通信制」「集中講義」への要望が読み取れる。この間、コロナ禍での開催ということもあり、オンライン講義の導入が加速した。こうした講習の実施形態の変化が講習の質を規定し、どのような変化をもたらすのか、否かについても研究課題となる。

2021年度筆者は、勤務校において社会教育主事講習運営委員長・主任講師として講習の企画・運営に当たった。全科目講習の開催と重ねて、一部科目指定講習受講者を数名受け入れての講習実施とした。本研究の論点に照らせば、有資格者の学び直しを意味する一部科目指定講習と資格取得をめざすものとの講習を同様の内容・方法で実施することは、学び直しとしての質の確保に不十分さが否めず、別途制度設計されることが望ましいと考える。

先述したように、学校教員の主事講習受講を計画的に進め、学校と地域の連携の促進を図っている自治体にあつては、自治体独自の任用が、「社会教育士」という法制度に根拠を得られることにもなり、自治体制度を「強化」することにもつながる。同様に、社会教育士を首長部局のまちづくりや市民協働・NPO、福祉や環境行政に配置することによって社会教育的手法を兼ね備えた自治体職員が登場し、市民ニーズと行政課題を調整しながら、教育、学習活動を進めることで、広く社会で活躍する学習支援者を輩出するという面はある。

一方で、講習によって社会教育主事の有資格者を輩出し、自治体社会教育行政への任用につなげることに寄与することをミッションとする実施大学としては、教育専門職員の養成を任用につなぐという課題は棚上げしたままで、社会教育士の養成でよいのかというジレ

ンマを抱える。また、講習プログラムにおいても、教育委員会に配置される社会教育主事と、上記のように、学校をはじめ行政部局やNPO等で活躍が期待される社会教育士を養成する内容が同一のものであってよいのか、否か。法制度に照らせば、必ずしも同一のものでよいとは考えにくいのではないか。また、教育委員会に置かれる社会教育主事の養成に寄与する講習そのものが、このような法制度の理解を越えて広く社会で力量が発揮される学習支援者として、また自治体によっては人事異動や退職によって、社会教育主事の任は解かれても社会教育士としての資質や能力を発揮していくためには、全講習における一部科目指定講習という形で同一プログラムの中に組み込むではなく、別の養成計画が必要であると考えられる。

加えて、社会教育主事は公務労働者でもあり、今日の社会教育行政の首長部局移管の傾向からして、ますます教育委員会制度の下での社会教育主事は有名無実化していくのか、あるいは、教育委員会に置かれる社会教育主事の配置を計画的に進め、社会教育主事と社会教育士が、共に公務労働の担い手としての協同関係を構築していく論理の正当性をいかに実践的に創りだすことができるのか。こうしたことも今後の法制度をめぐる検討課題となるのではないかと考えられる。

今日の大学を顧みると、地域連携は運営上欠かすことのできない課題となってきた。そこでは、大学と地域を繋ぐ「コーディネーター」の役割への注目が高まり、実践交流とともに研究も進められている<sup>[3]</sup>。大学に配置されるコーディネーターと地域の側にもコーディネーターの存在が不可欠であることが先行研究からも示されている。ここでは、本研究に関連して2点を提示しておく。

一点目は、日本国内でみれば、静岡大学では、地域連携を進める地域課題解決型プロジェクトに同学の社会教育主事講習後に発令された自治体社会教育主事が大学連携のコーディネーターとして活躍しているという先行事例にみられるように、自治体社会教育主事が大学連携と地域連携のコーディネーターであるという事例も生まれている<sup>2)</sup>。

二点目は、韓国では、現行の平生教育法のもとで養成された「平生教育士」は、大学の生涯学習（平生教育）機関にも配置される法制度となっており、博士学位を有する平生教育士の配置が進められている<sup>3)</sup>。

このように、大学と地域連携における社会教育主事に問われる教育的価値や技量、また、韓国も含めた海外との比較研究も視野に入れた検討も今後の研究課題となる。

## 5. 社会教育主事のネットワーク形成

講習後のつながり、ネットワーク形成に関する施策化は、有資格者の活用策、受講者の予算化が図られている自治体ほど、有資格者の活用を進め研修にも取り組まれている傾向が見られた。

主事講習受講後の修了生による組織化についての関心、実務の実際は、「受講後の修了生による組織化」の有無と内容については、「組織された団体や活動の有無については、ない・わからない」68自治体（78.2%）からして積極的に取り組まれているとは言い難い。一方でネットワーク形成に関する組織化があったとした14自治体においては、「講習年度ごとに組織」（3自治体）「管内のブロックで組織」（6自治体）のほか、「修了生による任意な団体・組織・活動」（5）があった。本研究では、修了後のネットワーク形成における広域自治体の関与の実態については明らかにできていない。

基礎自治体においては、職域を越えて実践上の悩みを共有し、相談できる人的ネットワークに身を置くことのできる環境の有無が、主事の力量形成に与える影響も看過することはできない。そこで、問われるのは有資格者のネットワーク形成に関してである。有資格者のネットワーク形成については、公的レベルのものとしては、主に、①文部科学省、国立社会教育実践研究センターが主管するもの、②都道府県（管内地域ブロック）の公的な、もしくは任意の組織、③また、本調査の対象外ではあるが、市町村（主事会等）が存在する。

しかし、ネットワーク形成に関しての公的な仕組みとしては極めて限定的であり、あくまで任意な、自主的な研修に委ねられているのが実態であり、広域自治体は、その実態を把握していない。

### 5.1 社会教育主事の研修と大学との連携

他方、広域自治体を対象に2018（平成30）年度に実施した調査結果「社会教育主事の専門性を高める現代的課題を扱った研修プログラムの開発に関する調査研究事業」（国立教育政策研究所社会教育実践センター）によれば、社会教育主事等を対象とした現職研修と大学との連携の実態は、回答50都府県に対し、「あり」は、4自治体にとどまっており、期待感はあるものの、なんらかの障壁や課題があることが伺われる<sup>4)</sup>。各自治体や地域の実態に応じて地域と大学が結びついた研修の具体的なあり方、有資格者のキャリア形成、ネットワーク形成に講習実施大学をはじめ、高等教育機関はいかに関わるのか否か。

広く地域社会における学びのコーディネーターとし

て期待される社会教育主事（社会教育士）が、諸課題に向き合い、学びをコーディネートしていく力量を發揮し続けていくには、仲間の存在と学び続けるための環境が重要であることはいうまでもない。

## 5.2 ネットワーク形成における大学の役割

次に、講習と接続したネットワーク形成について和歌山大学事例をもとに検討してみたい。

和歌山大学では、1998（平成10）年4月の生涯学習教育研究センター（当時）の設置に伴い、かねてより社会教育主事講習の和歌山大学での実施を要望していた和歌山県教育委員会との協議を重ねていた。

こうしたなかで、2000（平成12）年に第1回「和歌山大学社会教育主事講習」が開設され、その後、近畿地区社会教育主事講習実施大学との調整を行いつつ、3年に1回のサイクルで、夏期間において、社会教育主事講習が開催されてきた。

2000年（平成12）から2021（令和3）年度の開設まで、8回の主事講習が開設され、これまでに350名の修了者、有資格者を輩出している<sup>[4]</sup>。

2021（令和3）年度までの講習実施をふりかえり、講習と修了後の有資格者のネットワーク形成について和歌山大学事例から考察しておきたい。

第一には、講習の質と内容が、受講者間の関係構築、ネットワーク形成に与える影響についてである。和歌山大学と広域自治体における社会教育主事講習の連携の特徴は、「社会教育演習」における少人数のテーマ別演習班を編成し、本学教育学部教育学教室をはじめとする学部教員をはじめ、県内の大学教員の協力、和歌山県教育委員会からの派遣により各演習班に1名、計5名の現役社会教育主事が演習助言者として加わる実施体制が整えられてきたことにある。

各演習班では、個人研究に加えグループ研究課題が課せられ、研究課題の発見・設定・探究が徹底した話し合いとフィールドワークによる実地研修を伴って行われ、その積み重ねの結果が最終日の成果発表と事後の研究報告に収められ、単位認定される。

各演習班で培われるのは励ましあい、切磋琢磨する（できる）関係性の構築であり、信頼・連帯・互酬性といったソーシャルキャピタルの醸成にも似た学びの空間である。時には講師・助言者という立場や関係を越えた学習者としての自己が形成されていくのは、筆者も実感するところである。講習での経験が、講習終了後も生かされて、対面の同窓会やLINE等によるオンラインネットワークとして継続しているというグループも少なくない<sup>[5]</sup>。

第二は、第1回講習修了時には、大学からの働きかけもあり、和歌山県内からの受講修了・有資格者による「和歌山生涯学習・社会教育研究会」が組織されている。さらに、修了生のゆるやかなネットワークの形成と交流、学びの場づくりとして生涯学習研究会「なまけん会」が組織されたりして、受講後のフォローアップが図られてきたという経緯もある。しかし「なまけん会」は、市民による自主的な動きを期待しつつ、センター業務拡大に伴う見直しの中で、2013（平成25）年3月に100回をもっての中止となっている<sup>[6]</sup>。ここからは、修了後の受講生のネットとワーク形成に果たす大学の役割の重要性とともにその継続性を担保していくための体制・しくみの必要性が示唆される。

## 6. まとめ

最後に、まとめとして今後の研究課題について3点指摘しておきたい。

第一に、社会教育主事講習の規定の改訂により社会教育士の称号付与に伴う活用策については、学校教員への主事講習受講の計画化が図られている傾向がみとれた。かつては、講習受講が、学校管理職への登竜門としての資格取得に用いるといった自治体もみられたが、今日では、より積極的に「地域学校協働」にかかわる学校側のコーディネーターとしての活用を進める計画の推進が伺われる。これは、2000年代以降の社会教育・生涯学習政策の動向を背景に2006年教育基本法、その後の2008年社会教育法改定といったように、学校との連携が強化され、社会教育主事が学校教育に関与する法的根拠が与えられてきたことにもよるものであろう。一方で、教育委員会事務局に置かれるべき社会教育主事については、その果たすべき役割の重要性が指摘されるほどには、全国的にみて積極的に任用・配置されているとは言い難い。また、社会教育関係職員の研修、社会教育主事の力量形成を支える研修やネットワーク形成も、一部の自治体、講習大学の努力にとどまっており、制度の充実をつなげるものとはなっていない。

第二に、かつて、地方国立大学を中心に省令設置されてきた生涯学習センターでは、従来の社会教育主事講習の実施にとどまらず、社会教育・生涯学習関連職員の養成と学び直しを含めて携わってきた実績を有し、また、個別大学の加盟により、全国的な「協議会」が組織されてきた。しかし、今日の大学改革の「ミッション再定義」のもとで、組織再編が進み、専任教員の不在、事業費の削減、継続性が損なわれてきている。自治体の社会教育行政の首長部局移管や社会教育主事が

減少するといった動向とコインの表裏にある。こうしたなかで、社会教育主事講習の継続させることや、社会教育関係職員の研修に参与していくことが、個人の教員の努力にとどまり、大学連携を求める自治体の期待に応える仕組みの構築に寄与するものになっていない。これは、単一の大学のガバナンスの問題でもない。社会教育主事制度を支える根幹にかかわる課題である。

高等教育機関としての大学に問われるのは主事講習の開設やその後の研修といったことに限定されるのではなく、高等継続教育やリカレント教育という枠組みからの「学び直し」や、正規の大学・大学院教育での教育機会の保障という観点からの検討も重要である。その際、「平生教育士」の継続・専門教育を支える韓国の大学の取り組み、研究に学ぶことも求められる。

第三に、個別大学と自治体とのネットワーク構築を図るうえで、単一の大学が抱える困難を研究課題として突き合わせて、協議されてきた「協議会」の歴史的に蓄積された知見を有することも事実である<sup>[7]</sup>。こうした経験に学ぶならば、大学間ネットワークによる社会教育主事の養成・研修・キャリアパスを支えていくプラットフォーム機能を発揮していくことが期待されるが、今日の国立大学にとってそのための基盤は極めて脆弱といわざるをえない。従って、講習実施大学間のネットワークを構築し、個々に発揮され、蓄積されてきた経験値を活かしあうための場と仕組みの開発を進める主体、方法論の検討は、引き続き研究課題となる。

## 謝辞

本研究は、全国国立大学生涯学習センター系協議会の研究協議を発端とする『社会教育主事の養成と力量形成支援・キャリアパス形成支援に関する実証的研究』（科研費基盤研究C課題番号17K04632）研究代表者：岡田正彦）の研究成果の一部である。共同研究者の岡田正彦氏、浅野秀重氏、角一典氏には、記して感謝申し上げます。

## 参考文献

- 1) 石井山竜平「社会教育行政と公共主体形成」日本社会教育学会編『日本の社会教育第53集』自治体改革と社会教育ガバナンス』東洋館出版社、p48-p49、2009年
- 2) 栃木県教育委員会生涯学習課社会教育主事講習担当小山田佳子社会教育主事（当時）へのインタビュー結果による、2019年9月11日実施
- 3) 宇都宮大学若園雄志郎准教授へのインタビュー調査結果による、2019年9月11日実施

4) 阿部耕也「域学連携による地域人材育成の試み—静岡大学社会教育主事講習を事例として」静岡大学地域創造教育センター、p39、2020年

5) 村田和子「大学の生涯教育システムの展開-日韓比較研究における考察」『和歌山大学クロスカル教育機構研究紀要第1号』47p-53p、2019年3月

## 注

- [1] 社会教育主事講習とは、社会教育法第九条の五の規定に基づき、社会教育主事となるべきものにその職務を遂行するに必要な専門知識・技術を修得させ、社会教育主事となりえる資格を付与することを目的とするものである。主催は、文部科学省、実施機関は、大学等であったが、1959（昭和34）年から国立社会教育研修所（当時、現国立社会教育実践研究センター）、さらに、2021年度には北海道立生涯学習センターが参入した。1959年社会教育法改正では、講習を行う機関が、大学だけでなく、「その他の教育機関」に拡大された。1972年には国立社会教育研修所（当時）によって講習が開始されている。行政機関が専門職養成の実施機関になりえるのかどうか等についての疑義は、すでに1970年「社会教育職員研究の現代的意義」（小林文人）によって指摘されている。
- [2] 自治体アンケート調査は、都道府県（47）・政令指定都市（20）・中核市（60）の教育委員会に対して実施した。調査の目的社会教育主事講習及び社会教育関係職員の研修を担当する教育委員会事務局（都道府県、政令指定都市、中核市）を対象に、社会教育主事の養成や社会教育関係職員研修に關しての取り組み状況を把握し、もって、今後の社会教育主事講習の改革・改善に資することを目的に実施。実施期間 2019年1月中旬～2020年2月10日（郵送紙調査による）回収率は、66.1%であった。
- [3] 和歌山大学では、地域連携が大学運営上、極めて重要となるコーディネーターの人材養成、大学と地域の発展に向けた輿論づくり、地域型大学サテライトへ拠点の発展を目的に、2012年から年に一回「地域と大学を繋ぐコーディネーターのための研究実践セミナー（合宿型研修）」を開催してきている。2020年度は、新型コロナウイルスの感染拡大から、初めてオンライン開催となった。セミナーでは毎年、開催校を変え、和歌山大学と開催校との共催という形態でセミナーを継続してきた。また、毎年の研究テーマ・研修方法についても現場のニーズに基づいて創意工夫がこらされてきた。先進事例の発表と検討、テーマを設けたワークショップの実施方法も取り入れ、地域連携の専門性、技

術、教員とのマッチング、学生教育への展開、悩み、現場コーディネーター戦略、コーディネーターのキャリア形成、コーディネーターの引き継ぎ等、さまざまな観点から参加者が共に参画するといった実践的なプログラムに取り組み、大学運営、地域連携の現場に生かされることが目指されてきた。さらに、このセミナーの参加等を通じて、ゆるやかなネットワーク組織の構築とともに、実際の活動事例や研究成果を取りまとめた、『大学地域連携研究』ver1～9、和歌山大学地域連携・生涯学習センター（2020組織改組により、和歌山大学紀伊半島価値共創基幹）、2012～2020も毎年発行されている。

- [4] 和歌山大学社会教育主事講習の概要については、『和歌山大学生涯学習センター20周年史』を参照のこと。
- [5] コロナ禍の中での開催となった「令和3年度和歌山大学社会教育主事講習」の一班演習班「子育て・家庭教

育支援班」では、かつての主事講習OB、OGの協力のもとに現地FWを行った。語りのなかで、「主事講習」での出会いと学びが今の自分の仕事、活動につながっている」と語られたのは、印象的であった。

- [6] 交流サロン「なまけん会」は、生涯学習研究会の通称であり、2004年4月に第1回が開催された。当初は、前年の「第1回和歌山大学社会教育主事講習の修了生たちの交流、学び直しの間」という位置づけで始められた。（中略）大学が地域社会に開かれた場でもあったが、センターの業務が拡大するなかで、センター業務の見直しに伴い、2013年3月に100回を節目に終了することとなった。100回の内容については、『和歌山大学地域連携・生涯学習センター二十周年史p69-p71
- [7] 全国国立大学生涯学習系センター研究協議会『全国国立大学生涯学習系センター研究協議会40年のあゆみ』参照。